（本號八面）　（逐信省認可）　明治二十四年九月十九日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には每號評細なる商況物價の

第三千百三十八號　土曜日
明治廿四年九月十九日
壽曆辛卯八月十七日（戊申）
（西曆一千八百九十一年）

小戸ありて常に閉づ、即ち潛戸あり此潛戸を開て夠躬して内に入れば監戸の小吏直に復た之を閉づ、其閉づるや故らに劇くして響、雷の如し入る者驚吃せざるはなし戸内の暗くして細き道を行くこと數十歩にして忽ち豁然たる廣廷あり恰も別乾坤の如し即ち法廷あり此法廷の砂利に平服して公訴し又歎願すれば官吏は遙か高座に坐して之を聽き又みれを叱するの法あり固より專制政府の常態にして今日其得失を論するは無益の事なれども外面の裝置を以て人の驚を奪ふの法は實に巧妙を極めたるものと云ふ可し今海岸砲臺の無事の日に用を爲すの點は正しく此御番所の仕掛に異ならず近海要害の地に壯大なる臺場を築て幾百斤の大砲を据え弁べ外國船の入港するものは狹隘なる海門よりして正に其砲口の前を通行するみとあれば恰も御番所の潛戸を入るが如くにして艦中自から蕭然の情あらきを得ず亦以て他の驚を奪ふに足る可し英國の所領ヲブラルタルの天險、露西亞の海門クロンスタッドの砲臺と人の恐怖するものは戰ふて而して後に其實力を認怖するに非ず未だ戰はずして其力を測量し外面を一見して先づ萎縮するものあれば其國威に關する亦大なりと云ふ可し

砲臺の效用は右の如しと雖も扨實際を見るに日本の如き四面環海の國に於て一時に各地の海岸を固むるは到底國力の許さゞる所にして現に東京灣の如きは十數年前より着手したるにも拘はらず其完成を見るは尚は殆んど四十年の後を期せざる可らざる程の次第なれば其成功を急ぐ可らざるは勿論なれども我輩は其建築の方略に就て聊か當局者に所望なきに能はず軍に國防の實際より見れば砲臺の建築は一日も急がざる可らずと雖も然れども之を急にするは國力の許さゞる所なりとすれば先づ計畫を一定し漸を逐ふて其計畫を充すの外あるる可らず當局者の見込も此邊に存するみとなれば我輩は唯その砲臺をして無事の日にも國力を示すの効用あらしめんことを願ふのみ即ち其方法を云へば馬關長崎函館を始め中國四國邊の港灣海峽の如き重要の場所にして外國船の常に出入し外國人の目に最も觸れ易き處より着手するみとあり之に着手したりとて必ずしも其成功を急ぐに非ず兼ての計畫の通り十年あり二十年ありを期して徐々に進むも可ありと雖も兎に角に之に着手するときは工事の模樣は自から人の目に觸れ易くして其地を過ぐるものは常に之を見て之を語り傳へ又傳へて一般の話柄を成し日本に於ける國防事業の進歩として自然に世界各國の認むる所となる可し即ち歐然國の重きを成すものにして砲臺の功用を平時に現はすの一法なる可し今や當局者の間には既に着手したる砲臺の成功を急き更に新工事を起すの計畫もありと云ふ我輩は其着手の方法を前述の如くにして早く其功を收めんことを希望するものあり蓋し是れも亦國防上の一方略なればあり

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜日休刊

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノの右定價ノ外二箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受タ

時事新報廣告料（前金）

	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行五號活字廿四字詰			
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社（寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を飾るより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

砲臺建築の方略

海岸の防禦は軍艦と砲臺と相待つものにして二者其の一を欠ぐ可らず我國にては近來海軍擴張の說盛にして軍艦の製造も追ひ〳〵歩を進むるが如く又砲臺の建築も東京灣、下ノ關、紀淡海峽等は既に着手して明治六十二年度を期して完成する筈なれども當局者間には次期の議會に於て尙は全國要地の海岸防禦を全ふするの案を提出し且前の年限をも短縮するの議ありと云ふ我輩の所見を以てするに砲臺の建築は戰爭上國防の爲めにするものに外ならずと雖ども平時に在りても國力を外に示し隱然國の重きを成すの効能は甚だ大あるものあるが如し例へば英國のヲブラルタル、モールタの砲臺の如き又露國のクロンスタッドの如き何れも世界に有名にして敵國の望んで恐る〳〵所のものなりと雖も其為れを恐る〳〵は必ずしも實戰上に經驗して其堅牢肇固を認めたるが爲めに非ずヲブラルタルあり又は其他の砲臺なり共に要勝の位置を占め船舶交通の衝に立つが故に人の舟して茲を過ぐるときは之を目擊せざるものなく之を目擊して心に感ずる所は自から口に上り筆に現はれて廣く世界の耳目に入るが故に其名も次第に高くして隨て其國の重きを成すものなり之を平時に於ける砲臺の効用と云ふ砲臺の用は戰爭を待て始めて現はるゝものに非ざるあり明治十四年出版福澤先生著時事小言に左の一節あり恰もみの龜を寫したるものなり

（前略）砲臺の實用は戰時の防禦に在りと雖も無事の日に於ても亦効用の大なるものあり其次第は書兼府中時代の御番所即ち洲崎は其表門の裝ひ嶮々として玄關の構へ甚だ偉大なり人民の訴ふる者又願ふ者は徒既して門に入る、門内左右の一方に極めて狹隘なる小戸ありて常に閉づ、即ち潛戸あり此潛戸を開て夠躬して内に入れば監戸の小吏直に復た之を閉づ、其閉づるや故らに劇くして響、雷の如し入る者驚吃せざるはなし戸内の暗くして細き道を行くこと數十歩にして忽ち豁然たる廣廷あり恰も別乾坤の如し即ち法廷あり此法廷の砂利に平服して公訴し又歎願すれば官吏は遙か高座に坐して之を聽き又みれを叱するの法あり固より專制政府の常態にして今日其得失を論するは無益の事なれども外面の裝置を以て人の驚を奪ふの法は實に巧妙を極めたるものと云ふ可し今海岸砲臺の無事の日に用を爲すの點は正しく此御番所の仕掛に異ならず近海要害の地に壯大なる臺場を築て幾百斤の大砲を据え弁べ外國船の入港するものは狹隘なる海門よりして正に其砲口の前を通行するみとあれば恰も御番所の潛戸を入るが如くにして艦中自から蕭然の情あらきを得ず亦以て他の驚を奪ふに足る可し英國の所領ヲブラルタルの天險、露西亞の海門クロンスタッドの砲臺と人の恐怖するものは戰ふて而して後に其實力を認怖するに非ず未だ戰はずして其力を測量し外面を一見して先づ萎縮するものあれば其國威に關する亦大なりと云ふ可し

砲臺の效用は右の如しと雖も扨實際を見るに日本の如き四面環海の國に於て一時に各地の海岸を固むるは到底國力の許さゞる所にして現に東京灣の如きは十數年前より着手したるにも拘はらず其完成を見るは尚は殆んど四十年の後を期せざる可らざる程の次第なれば其成功を急ぐ可らざるは勿論なれども我輩は其建築の方略に就て聊か當局者に所望なきに能はず軍に國防の實際より見れば砲臺の建築は一日も急がざる可らずと雖も然れども之を急にするは國力の許さゞる所なりとすれば先づ計畫を一定し漸を逐ふて其計畫を充すの外あるる可らず當局者の見込も此邊に存するみとなれば我輩は唯その砲臺をして無事の日にも國力を示すの効用あらしめんことを願ふのみ即ち其方法を云へば馬關長崎函館を始め中國四國邊の港灣海峽の如き重要の場所にして外國船の常に出入し外國人の目に最も觸れ易き處より着手するみとあり之に着手したりとて必ずしも其成功を急ぐに非ず兼ての計畫の通り十年あり二十年ありを期して徐々に進むも可ありと雖も兎に角に之に着手するときは工事の模樣は自から人の目に觸れ易くして其地を過ぐるものは常に之を見て之を語り傳へ又傳へて一般の話柄を成し日本に於ける國防事業の進歩として自然に世界各國の認むる所となる可し即ち歐然國の重きを成すものにして砲臺の功用を平時に現はすの一法なる可し今や當局者の間には既に着手したる砲臺の成功を急き更に新工事を起すの計畫もありと云ふ我輩は其着手の方法を前述の如くにして早く其功を收めんことを希望するものあり蓋し是れも亦國防上の一方略なればあり

官報

〇司法省訓令第九號

地方裁判所　檢事局

本年當省令第九號ヲ以テ甲號支部ニ於テ刑事第二審ノ事務取扱廢止ニ附テハ目下同部ニ於テ審理中ニ係ル刑事第二審ノ事件ハ管轄地方裁判所ニ引繼ク可シ

明治二十四年九月十八日　司法大臣子爵田中不二麿

雜報

〇伊太利の入市稅　國内各市へ入津する品物に課稅するの國少からずと雖も大抵は皆直接國稅を課せざるものにのみ課するが例あるに伊太利に於て此種の稅を賦課する方法は大に他に異ある所あり茲に其相違の點を擧ぐれば大略左の如し

第一　他國の常例の如く前以て直接國稅を課せざる品物に其賦課を限らざるのみならず日用品は大概變方共に賦課さるゝあり故に外國の輸入品あれば始め國境に於て關稅を課せられ次に中央政府の爲めに入市稅を課せられ又其次には地方區の爲めに入市稅を課せらるゝものあるべし

第二　其課稅の性質たるや地方稅と云ふべからず如何とあれば只だ一地方一區内の爲めに課するにあらずして國庫歲入の緊要部分を占むればあり

第三　其課稅率は各都府若くは地方に人口の多少あるが如く到る所相違して一國一樣あらざるものあり

第四　伊太利に於て諸品一般に此稅を課するに至りたるは同王國統一の時を以て始めとし爾來大に重くあり例へば千八百六十年より同六十二年の頃までは此種の國庫歲入は年々二千萬フランク（一フランクは凡二十五錢）に過ぐるみとあかりしが其後千八百八十八年より同八十九年の年度に至りては只だ此入市稅のみにて七千四百七十萬フランクの歲入あるに至れり其稅の性質たるや今の王國統一の當時政治上止むを得ざるの必要より起り爾後益々財政困難の爲め次第に其高を增したるものなり而して各市各地方に於て稅率の相違する所以は地方の政區即ち市町村を五等に分ち各等其率を異にすればあり例へば人口五萬以上の都會にては直接入市稅麥粉一本（凡八十四斤）に付九ペンス半（一ペンニーは凡そ三十錢）牛肉一本に付五シルリング（一シルリングは凡そ三十錢）あれども八千以下の小都會にては麥粉一本に付六ペンス半牛肉同二シルリングなり其他の食物も亦之に準ずるを知るべし偖又右に云ふ所は國稅の賦課に付て云ふ所あれども市町村稅も亦其稅率に準じて課するものあるが故に同じ品物にして其賦課額の相違は實際尙は甚だ大あるを知るに足るべし要するに伊國に於ける入市稅は第一に食物飲物の類を限りて國庫の爲めに課するものと第二に各地方に於て右直接國稅を課するものより他の日用品に課するものと第三に既に國庫の爲めに課したるものへ再び地方の爲めに課するものとの三樣あり而して第一は關稅規則に從ふて之を課し第二は物品價格の二割以下を課するを得べく第三は麥粉、絶包、ペースッ及び米は其價格の二割其他は直接國稅の五割までを課するを得ると由

〇故白洲退藏氏葬儀　は一昨日午前八時染井墓地に於て執行したり會葬者は華族一柳末德、社文部次官、濱尾文部書記官、貴族院議員小幡篤次郎、國田孝吉、莊田平五郎、小泉信吉、木村利右衛門、福澤捨次郎、相馬永胤等の諸氏にて氏は生前近來の病傷に遊花あと著作の沒收めんとを希望するものあり蓋し是れも亦國防上の一方略なればあり

多きを憂へたりと聞きてか人人見え減に貧素にして靜寂なる

〇鐵道役員の大懇親會　鐵道輸課員百五十有餘名は來る二に於て大懇親會を開く由あり

〇秋田市民の激昂　秋田縣知事突を生じ内務大臣の裁決を仰は結局市會の敗に歸し市民の不業稅に就ても亦同樣衝突を來正の縣參事會成らんとする矢服を抱ける壽來の縣參事會に於手段最も穩當あらざるものあり

〇縣會議員の攪擾　德島縣に於縣會議員の撰擧會を開きしに未だ分明あらざる由あり

德島市　武市　彰一　益田　鈴江
名東郡　石田　眞二
勝浦郡　田村　英二　新開
那賀郡　小笠原
板東郡　板東　勉五郎
阿波郡　三浦　秀三郎
名西郡　岡田　熊次郎　板東

〇大隅人民の困難　鹿兒嶋縣下大隅國に屬すれども同嶋の住民して其言語風俗より見れば寧ろ琉の度に至りては却て琉球よりも重ある產物は砂糖あるが維新前と全國の需要に供し兼ては鹿州たる程あるに關係の少なき所はものと見え琉球は內地との關係進歩せしも大嶋住民は依然とし より今は琉球產遙かに大嶋を凌八圖內外の大嶋產は一樽二圓四すべき田畠あるも開拓するを知困難を極め目下の生計すら立ち際救助の手段を講ぜざれば此上るあらんと鹿兒嶋地方の有志者

〇帝國ホテル　同ホテルは構造建築せしものにて室內の裝飾よまで一として注意の行屆かざれば其宏大にして壯麗なる東洋とは當て宿泊せる或る外國人の によれば開業せし當時はその評なきことにより東京に來遊する外だ遊七兎角雀躍上面白からざりーサー氏を傭ひ入れ支配人とあ氏に委任したりしが氏は自己廣告文を配付する抔客を招くに

かば近頃は來客も次第に增すに

〇第七國立銀行公判事件の詳報　十日午前八時三十分開廷鹿嶋辯護士安藤檢事宛の書、安岡右馬吉上森正心豫審調書中第一回の問答一回十問より第二回問書鹿嶋辯課長調書全部、中屋新作調書、第書記官は前日麻嶋辯護人より請書中の文字誤入の件に付き辨明人より質問を婚めたり（西原辯に付き安岡に為ぬたし無記名公に交換するには日本銀行代理店